

令和8年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金 交付要綱

（目的）

第1条 中泊町は、家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減を図るため、中泊町内に住所を有する者が行う住宅用自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入に関する事業に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、令和8年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金を交付するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）国交付要綱とは、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和8年3月31日環地域事発第2603313号）をいう。
- （2）国実施要領とは国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和8年3月31日環地域事発第2603313号）をいう。
- （3）太陽光発電設備とは、太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。
- （4）蓄電池とは、充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。
- （5）住宅とは、自己の居住の用に供する戸建ての家屋（ただし、借家等は除く）をいう。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和9年1月29日までに完了（工事の完了及び工事費の支払いの完了）するものに限る。
- 3 補助金の交付を受けようとする者が町税に滞納がある場合は、交付の対象としない。
- 4 補助対象者は、中泊町内に住所を有し、かつ自らが居住する住宅に住宅用太陽光発電設備及び住宅用蓄電池を設置する個人とする。

（交付の申請等）

第4条 本補助金の申請書は、交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類等は、別表に定めるとおりとする。

3 補助対象者は、原則、交付決定前に事業着手（契約又は工事の着手）してはならない。

4 補助金の交付決定前において、早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ事前着手届（第2号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、令和8年4月1日以降の事業着手に限るものとする。

5 第1項に規定する申請書類の提出は、原則電子申請によるものとする。

6 第1項の申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、受付を停止する。

（補助金の交付の条件）

第5条 町長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定通知書（第3号様式）により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、前項の規定により付された条件となるものとする。

（1）補助事業の内容を変更しようとする場合は、事業変更承認申請書（第4号様式）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて町長に提出し承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

ア 連絡先の変更

イ 前号に掲げるもののほか、その他町長が軽微な変更と認める事項

（2）町長は、前号の承認をしたときは、変更等承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（3）補助対象者は、第1号のただし書に規定する軽微な変更をしたときは、軽微な変更届（第6号様式）により遅滞なく、その旨を町長に届け出ること。

（4）補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を町長に提出して承認を受けること。

（5）町長は、前号の承認をしたときは、中止承認通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（6）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和9年4月1日から5年間（第13条第1項に規定する財産がある場合には、第13条第2項に規定する期間）を保管しておくこと。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳（第9号様式）その他関係書類を第13条第2項に規定する期間整備し、保管すること。

(申請の取下げの期日)

第6条 補助金の交付の申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和9年1月29日のいずれか早い期日までに実績報告書（第10号様式）に、別表に規定する添付書類を添えて行うものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、交付額確定通知書（第11号様式）により、当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求は、補助金請求書（第12号様式）を町長に提出して行うものとする。

(決定の取消等)

第11条 町長は、補助対象者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第3項に該当したとき。

(3) 国交付要綱、国実施要領及びこの要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

(代理申請者)

第12条 補助対象者は、第4条及び第5条の規定による申請並びに第7条による実績報告書の提出について、補助対象設備を販売・施工する者（以下「代理申請者」という。）に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

- 2 補助対象者は、代理申請者に手続の代行を依頼する場合は、委任状（第13号様式）を町長に提出しなければならない。
- 3 代理申請者は、第1項の規定により依頼された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて知り得た補助対象者及び補助事業者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに従って取り扱うものとする。
- 4 町長は、代理申請者が偽りその他不正の手段により第1項の手続を行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を認めないこととする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊（廃棄を含む）する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、町長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数とする。
- 3 補助対象者は、町長の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書（第14号様式）を町長に提出しなければならない。
- 4 町長の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を中泊町に返還させることがある。

(利用状況の報告)

第14条 補助対象者は、太陽光発電設備の利用状況（発電電力量、自家消費率、売電量）について、12ヶ月分を町長に太陽光発電自家消費率報告書（第15号様式）で提出しなければならない。

(暴力団排除等に関する誓約及び同意)

第15条 補助対象者は、別紙「暴力団排除等に関する誓約及び同意事項」について補助金の交付の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものであるとする。

(協力の要請)

第16条 町長は、補助事業者に対して、補助対象設備の使用等に関する調査等への協力を求めることができる。

(その他事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月22日から施行する。

別表（第3条、第4条、第7条関係）

1 補助対象設備（自家消費型太陽光発電設備）

補助対象者		中泊町内の住宅に太陽光発電設備を設置（P P A及びリースによるものを除く）する個人
補助対象経費		自家消費型太陽光発電設備の導入に要する経費のうち国実施要領別表第1に掲げる費目であり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2ア（ア）の表中の「交付要件」を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 中泊町内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 5 住宅の屋根に設置されるものであること。
補助金の額		補助対象経費の実支出額又は25万円のいずれか低い額以内の額（ただし、太陽光パネルとパワーコンディショナー出力の低い値（小数点以下切り捨て）5万円/kW（工事費込み・税抜き）に乗じた額を上限とする。）
交付申請書	様式	第1号様式
	提出期限	令和8年12月28日まで
	添付書類	1 交付申請書別紙（事業計画） 2 設備容量等が分かる書類（仕様書） 3 設置費用の根拠となる書類（見積書） 4 発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等）

実績報告書	様式	第 1 0 号様式
	提出期限	令和 9 年 1 月 2 9 日まで
	添付書類	1 実績報告書（第 1 0 号様式） 2 施工前後の写真 3 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 4 工事費用の支払いを確認できる書類 5 請求書 6 財産管理台帳（第 9 号様式）
その他交付要件		・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、補助金の交付の対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		交付申請書（第 1 号様式）及び実績報告書（第 1 0 号様式）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

2 補助対象設備（蓄電池）

補助対象者		中泊町内の住宅に太陽光発電設備の新設と併せて蓄電池を設置（P P A及びリースによるものを除く）する者
補助対象経費		自家消費型太陽光発電設備の付帯設備であって、住宅に設置される蓄電池（20kWh未満）の導入に要する経費のうち国実施要領別表第1に掲げる費目であり、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2ア（イ）の表中の「交付要件」を満たすこと。 2 中泊町内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金の額		補助対象経費の実支出額の1／3に相当する額又は35万円のいずれか低い額以内の額（ただし、蓄電池容量が14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）を超える場合は、蓄電容量に14.1万円/kWhを乗じた額の1／3を上限とする。）
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	令和8年12月28日まで
	添付書類	1 交付申請書・別紙（様式第1号別紙） 2 設備容量等が分かる書類（仕様書） 3 設置費用の根拠となる書類（見積書）
実績報告書	様式	第10号様式
	提出期限	令和9年1月29日まで
	添付書類	1 施工前後の写真 2 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 3 工事費用の支払いを確認できる書類 4 請求書 5 財産管理台帳（第9号様式）
その他交付要件		・ 国実施要領別紙2の2ア（イ）の表中の交付要件dについては、複数者からの見積りの取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等により本事項を満たすこととする。その上で、家庭用：12.5万円/kWh以下の蓄電システムの導入が

	困難であった場合は、補助金の額の範囲で補助金の交付の対象とすることができる。 ・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、補助金の交付の対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJークレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	・交付申請書（第1号様式）及び実績報告書（第10号様式）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

暴力団排除等に関する誓約及び同意事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の内容について誓約及び同意いたします。この誓約及び同意が虚偽であり、又はこの誓約及び同意に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、又は組合等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる中小企業者、風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるものに該当しません。
- (6) 住民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納はありません。
- (7) 本補助金の申請内容全てに虚偽はありません。また、過去に補助金等の不正使用等事案がありません。
- (8) 同一内容で国・県・市町村等から助成を受けていません。
- (9) 補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者立ち合いのもと事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降を含む）や補助金の受給者に対し現地調査等を実施することに同意します。
- (10) 指導・助言を行う専門家等に対し、ヒアリングや現地調査を行うことがあることに同意します。

第1号様式（第4条関係）

令和8年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費交付申請書

年 月 日

中泊町長 様

（申請者）郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

令和8年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請する補助金の種類と交付申請額

補助金の種類（ ☐ にチェックを入れてください。）		補助申請額
補助対象設備	☐ 自家消費型太陽光発電設備	円
	☐ 蓄電池	円
申請額合計		円

※ 蓄電池単独での設置は、交付対象外となります。

2 事業期間

事業開始日※1	令和 年 月 日
事業完了日※2	令和 年 月 日

※1 事業開始日は、契約日又は工事着手日のいずれか早い方を記載してください。事業開始日が、交付申請日または交付決定日より前となる場合には、事前着手届（第2号様式）を提出してください。ただし、補助金の対象となる事業は、令和8年4月1日以降の事業着手に限るものとする。

※2 事業完了日は、工事完了日又は工事費の支払い完了日のいずれか遅い方を記載してください。

3 添付書類（チェックリスト）

☐ 交付申請書別紙（事業計画）
☐ 設備容量等が分かる書類（カタログ・仕様書等）
☐ 設置費用の根拠となる書類（見積書）
☐ 発電量及び自家消費量に係る根拠書類（別紙（事業計画）で指定の書類）
☐ その他（ ）

4 市町村納税確認

町税に未納がないこと。 ☐ ← チェックを入れてください。

未納がないことを中泊町が確認することに同意する。

☐ ← チェックを入れてください。

5 主な交付要件の確認

申請にあたり、次の交付要件をすべて満たしていることを確認しました。
(チェックを入れてください)

☐ 本件申請設備が国の他の補助金制度を利用していないこと（他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業ではないこと）

☐ 固定価格買取制度(FIT)の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。

☐ 建材一体型太陽光発電設備（※）及びソーラーカーポートではないこと。
(※ 但し、太陽光発電設備のみ明確に切り分けられるのであれば、補助金の交付の対象とします。)

☐ 対象機器の導入後、発電した電力量のうち、30%以上を自家消費すること。
また、設置後12ヶ月分の自家消費率を第15号様式により報告できること。

☐ 太陽光発電設備及び蓄電池については、複数社の見積を比較するなど、適正な価格での調達であること。

第1号様式別紙（第4条関係）

令和8年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金
交付申請書・別紙（事業計画）

申請者名 _____

基本情報

設置場所の住所	
☐ 新築住宅	☐ 既存住宅

（1）自家消費型太陽光発電設備

	太陽光電池モジュール	パワーコンディショナー
メーカー名・型式		
合計出力		
	kW	kW
太陽電池モジュール公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方で計算します。		
太陽光発電設備の価格 (税抜) (A)	円	
発電容量 (kW) × 5万円 / kW (B)	円	
補助金申請額	円	

※ 補助金申請額には、(A)、(B)又は25万円のいずれか低い額（千円未満切り捨て）を記載する。

（2）蓄電池

メーカー名・型式	
蓄電池の価格（税抜）（A）	円
蓄電容量（B）	kWh
蓄電池の価格 / 蓄電容量 (A) / (B)（C）	円/kWh
蓄電池の価格(税抜) × 1/3（D）	円
蓄電容量 × 14.1万円 / kWh × 1/3（E）	円
補助金申請額	円

※ 補助金申請額には以下のとおり記載すること。（千円未満切り捨て）

- ① (C)が14.1万円/kWhを下回る場合は、(D)と35万円のいずれか低い額
② (C)が14.1万円/kWhを上回る場合は、(D)、(E)又は35万円のいずれか低い額

(3) 自家消費計画

当該発電設備における年間発電量の見込み (kWh/年) ※ 1 (A)	
自家消費量の見込み (kwh/年) (B) ※ 2	
直近 1 年間の電力使用量 (kWh/年) ※ 3	
自家消費比率 (B) / (A)	

- ※ 1 年間発電量の見込みの根拠となる資料（発電シミュレーション等）を添付してください。
- ※ 2 設置場所における自家消費量の見込みを記載してください。新築住宅の場合は、設計で見込まれる自家消費量を記載し、その根拠資料を添付してください。
- ※ 3 設置場所における直近 1 年間の電力使用量を記載し、その根拠資料（年間の電力使用実績）を添付してください。新築等で、前年の使用実績がない場合には、「0」を記載してください。

第2号様式（第4条関係）

令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金
事前着手届

年 月 日

中泊町長 様

(申請者) 郵便番号 _____

住所

氏 名

電話番号 _____

令和８年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金の申請に当たり、下記理由から事前着手したく、令和８年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱第４条第４項の規定により提出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定額が交付申請額に達しなかった場合においても異議は申し立てません。

記

事前着手の理由	☐ 工期の都合により ☐ その他理由 〔 〕
着手予定年月日	

※事前着手予定年月日は、契約日又は工事着手日のいずれか早い方を記載してください。

中総戦第 号
年 月 日

令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等
導入支援事業費補助金交付決定通知書

様

中泊町長

年 月 日付けで申請のあった令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金については、次のとおり決定したので通知する。

補助金の種類と交付決定額

補助金の種類	補助金交付決定額
自家消費型太陽光発電設備	円
蓄電池	円
交付決定額合計	円

交付の条件・その他

- ・事業完了後には、すみやかに実績報告書を提出すること。
- ・事業内容に変更が生じる場合には、変更承認申請等を提出すること。
- ・令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱に定める内容を遵守すること。
- ・そのほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）その他の法令及び関連通知、国交付要綱、国実施要領の定める内容を遵守すること。

第4号様式（第5条関係）

令和8年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費
補助金に係る事業変更承認〔及び補助金追加交付〕申請書

年 月 日

中泊町長 様

（申請者）郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 付け中総戦第 号により交付決定の通知を受けた令和8年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業について、次のとおり変更し〔、補助金 円の追加交付を受け〕たいので申請します。

1 補助金の種類と変更申請額

補助金の種類	交付決定額 (A)	変更申請額 (B)	差引 (=B-A)
自家消費型太陽光 発電設備	円	円	円
蓄電池	円	円	円
合計	円	円	円

※ 変更後の第1号様式別紙（令和8年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付申請書・別紙（事業計画））を添付すること。

2 変更理由

（注）補助金の額が増額する場合には、件名及び本文の〔〕書き内の文言を記載し、それ以外の場合には、〔〕書き部分を削除すること。

令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等
導入支援事業費補助金変更等承認通知書

様

中泊町長

年 月 日付けで変更等に係る承認申請のあった令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金について、次のとおり承認したので通知する。

1 補助金の種類と変更申請額

補助金の種類	交付決定額 (A)	変更承認額 (B)	差引 (=B-A)
自家消費型太陽光 発電設備			
蓄電池			
合計			

2 その他変更事項

太陽光発電設備の容量変更（補助金額変更なし）

第 6 号様式（第 5 条関係）

軽微な変更届

年 月 日

中泊町長 様

(届出者) 郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

年 月 日付け中総戦第 号により交付決定を受けた令和 8 年度中泊町住宅
用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金について、次のとおり軽微な
変更を届け出ます。

1 軽微な変更

変更前	変更後

2 変更理由

第 7 号様式（第 5 条関係）

令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費
補助金に係る事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

中泊町長 様

（届出者）郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け中総戦第 号により交付決定の通知を受けた令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業について、次のとおり中止（廃止）の承認を受けたいので申請します。

1 中止理由

[]

2 本申請等に係る連絡調整先

担当者所属		電話番号	
担当者氏名		E-Mail	

交付申請書（第 1 号様式）に記載の名称と同じ名称を記入してください。

中総戦第
年 月 日

号
日

令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等
導入支援事業費補助金事業中止承認通知書

様

中泊町長

年 月 日付けで事業中止承認申請のあった令和 8 年度中泊町住宅用
自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金について、事業の中止を承
認し、次のとおり補助金の交付決定を取り消したので通知する。

補助金の種類	補助金交付決定取消額
自家消費型太陽光発電設備	
蓄電池	
合計	

第9号様式(第5条関係)

財産管理台帳

取得等した財産の内容				経費の負担区分			処分制限期間		処分の状況		備考
名称	規格、 数量等	取得等年月日	取得金額等 円	補助金 (補助率) 円	自己資金 円	その他 円	耐用年数	処分制限 年月日	承認年月日	処分の内容	

注1 「処分制限年月日」欄には、処分制限の期限を記載すること。
2 「処分内容」欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記載すること。
3 「備考」欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者等の名称並びに補助金返還額を記載すること。

令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費
補助金実績報告書

年 月 日

中泊町長 様

（届出者）郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金の
交付決定の通知を受けた事業が完了したので、必要書類を添えて次のとおり報告
します。

1 交付決定日及び交付決定通知番号

交付決定日	交付決定通知番号
年 月 日	中総戦第 号

2 補助金実績額

補助金の種類	補助金実績額
自家消費型太陽光発電設備	円
蓄電池	円
実績額合計	円

※ 1 交付決定を受けた事業内容（交付金額・設備容量等）から変更がない場合には、交付決定額を記入してください。

※ 2 事業内容に変更がある場合は、事業変更承認申請書（第 4 号様式）を提出の上、承認を受けてください。

3 補助対象設備（導入設備）の概要及び補助額の算出

設置場所		
完成日※1	年	月 日
自家消費型太陽光発電設備		
出力※2		kW
蓄電池（蓄電池を設置した場合のみ記載）		
蓄電容量※3		kWh
交付金額		
補助対象経費※4	太陽光発電設備	円
	蓄電池	円
	合計	円
補助金申請額	太陽光発電設備	円
	蓄電池	円
	合計	円

- ※1 支払日と工事完了日のいずれか遅い方を記入してください。なお、工事完了日を記入する場合、保証書等、工事が終了した日が分かる書類を添付してください。
- ※2 太陽光モジュールにおける JIS 等に基づく公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を記入してください。
- ※3 蓄電容量とは、蓄電容量として単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量をいう。
- ※4 補助対象経費は、交付申請書に記載の自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の価格をそれぞれ記入してください。

中総戦第 号
年 月 日

令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等
導入支援事業費補助金交付額確定通知書

様

中泊町長

年 月 日付け中総戦第 号で交付決定した令和 8 年度中泊町住宅用
自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金については、 年 月
日付け実績報告書に基づき、次のとおり交付額を確定したので通知する。

補助金の額の確定額	円
-----------	---

令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費
補助金請求書

年 月 日

中泊町長 様

（届出者）郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け中総戦第 号により交付決定を受けた令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金について、次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

補助金の振込先口座

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関 コード				支店 コード			種目	口座番号 (右詰めで記入)					
☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農協 ☐ 労働金庫	☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所								☐ 普通 ☐ 当座						
フリガナ															
口座名義															

※ 振込先の口座名義人は補助対象者と同一人であることとし、口座種別は普通預金口座又は当座預金口座としてください。

第 1 3 号様式（第 1 2 条関係）

令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金
委任状

年 月 日

中泊町長 様

私は都合により下記の者を代理申請者と定め、

令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金の
交付に係る手続を委任します。

（代理申請者） 住 所 _____
名 前 _____
連 絡 先 _____

（委任者） 住 所

.....
名 前
.....

第 1 4 号様式（第 1 3 条関係）

令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金
財産処分承認申請書

年 月 日

中泊町長 様

（届出者）郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け中総戦第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた補助対象設備に係る財産処分の承認を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 処分する補助対象設備の名称
- 2 補助対象設備の導入場所の名称及び所在地
- 3 補助金確定額
- 4 導入に要した経費（総事業費）
- 5 処分内容
- 6 処分する理由

令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費
太陽光発電自家消費率報告書

年 月 日

中泊町長 様

(申請者) 郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

令和 8 年度中泊町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、設置した太陽光発電設備(自家消費型)の自家消費率について、次のとおり報告します。

	月分 (交付の翌月)	月分	月分	月分	月分	月分
発電量(kWh)						
売電量(kWh)						
自家消費率 (%)						
	月分	月分	月分	月分	月分	月分
発電量(kWh)						
売電量(kWh)						
自家消費率 (%)						
12 ヶ月合計	発電量(kWh)		売電量(kWh)		自家消費率(%)	

※自家消費率 = { (発電量 - 売電量) / 発電量 × 100 }

- ・ 発電量及び売電量の数量(月別)が明記された資料を添付すること。
(なお、数量が明記されていないグラフの資料では数量の確認が取れません。)
- ・ 12 カ月間で自家消費率の平均が 30%未満である場合、交付した補助金は返還対象となります。

ご記入いただいた情報は、本補助金事業の目的以外には使用いたしません。